

## 1 いじめ防止についての基本的な考え方

### (1)いじめについての基本的な認識

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

### (2)学校のいじめ防止に対する基本姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速に対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

### (3)いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

また、いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。

## 2 いじめ防止対策組織

いじめ防止に組織的に対応するため、「いじめ・不登校対策委員会」を常時設置し、基本方針に基づく取り組みの実施状況、進捗状況など定期的に検証する他、必要に応じて開催する。

委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、学年主任、通級担当、特別支援主任、養護教諭とする。必要な場合はスクールカウンセラー、スクールサポーター等の参加を求める。

## 3 いじめの未然防止の取り組み ～いじめを生まない土壌づくり～

### (1)教職員

- ・全ての児童が参加できる「わかる・できる授業づくり」を進める。
- ・授業を教職員間で公開しあい、相互の授業や児童の様子を観察し、児童理解に努める。
- ・道徳・特別活動など、教育活動全般を通して規範意識を育てる。
- ・コミュニケーション活動を通して、認め合い励まし合う人間関係を形成することにより、教室が安心して自己を生かせる居場所となるようにする。
- ・体験を通じた人権教育を充実させ、人権意識と実践力を高める。
- ・情報モラル教育を推進し、ネットいじめの予防を図る。

## (2)児童の指導

- ・思いやりの心と「聞く」「話す」力を育て、互いを理解し認め合う話し合いができるようにし、温かい人間関係を築いていく。
- ・自分が役に立っていることを感じ取る機会を全ての児童に提供し、自己有用感を育む。
- ・日頃から「いじめは卑怯な行為であり、人として絶対に許されない」というメッセージを繰り返し伝えていく。
- ・いじめを正しくとらえ、自分にとってはささいなことでもいじめに繋がる場合があることを学ぶようにする。
- ・いじめ問題を自分のこととしてとらえ、自ら活動できる集団づくりに努める。

## (3)保護者・地域へのはたらきかけ

- ・早寝・早起き・朝ご飯など、基本的な生活習慣と健全な食生活の確立が人格形成や情緒の安定にとって重要であることを、機会ある毎に伝える。
- ・あいさつや登下校の見守り PTA 活動、地域活動等を通して大人が児童と関わり、健全育成を推進する機会に積極的に参加してもらう。
- ・個人懇談や家庭訪問等で児童の様子について情報を共有するようにする。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防をはかる。
- ・安城市小中学校ふれあいネット事業の一環として「親子ふれあいじゃがいもの会」「親子芸術教室」「もちつきの日」を開催し、家庭や地域との連携を強めることで、連絡、協力体制がとれるようにする。

## 4 いじめの早期発見の取り組み ～小さな変化も見逃さない～

### (1)教職員

- ・休み時間を含めて児童と共に過ごす時間を積極的に設け、いじめの早期発見に努める。
- ・日頃から児童、保護者との信頼関係を築き、学校生活アンケート（いじめアンケートを含む）や日記や連絡帳などを活用して、児童の変化に迅速な対応ができるようにする。
- ・気づいた情報は職員間で共有し、児童との面談、家庭訪問など迅速に対応できるようにする。

### (2)児童への指導

- ・児童との信頼関係を築き、困ったことは何でも職員に相談できるような環境づくりをする。
- ・職員、家族にも相談しにくい場合のため「24時間いじめ相談ダイヤル」などを周知し活用させる。

### (3)保護者・地域へのはたらきかけ

- ・家庭で児童の変化を感じた場合は、まず保護者が児童の話を十分に聞き、担任または学校へ連絡し連携して対応できるよう協力を依頼する。
- ・児童にいじめの事実があると思われる場合は、担任または学校へ至急連絡し、適切な措置がとれるよう協力を依頼する。

## 5 いじめに対する措置 ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

### (1)教職員

- ・暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合は、速やかに止めることを最優先する。
- ・いじめを発見した場合、通報を受けた場合は「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ・被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

- ・当事者双方や周りの児童からの聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実の確認に努める。
- ・加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や児童相談所との連携のもとで取り組む。
- ・いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ・必要に応じて警察署とも連携した対応を行う。

## (2)児童への指導

- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や家族、教職員、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

## (3)保護者・地域へのはたらきかけ

- ・いじめられた児童の保護者には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係や徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。また、判明した情報を適切に提供する。
- ・いじめた児童の保護者には、事実関係を聴取したら迅速に保護者に丁寧に説明し、事実に対する保護者の理解や納得を得るようにする。学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

## 6 重大事態への対応

- ・重大事態が生じた場合は、安城市教育委員会の指導・助言のもと「重大事態対応図」に基づいて対応する。
- ・学校が事実に関する調査を実施する場合は「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ・調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

## 7 取り組みに対する検証・見直し

- ・学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCA(Plan - Do - Check - Action)サイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- ・いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に2回実施し、いじめ・不登校対策委員会できいじめに関する取り組みの検証を行う。

## 8 その他

- ・いじめ防止に関する校内研修を毎年実施し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質を高める。
- ・今池小学校いじめ防止基本方針は保護者への印刷配布、ホームページに掲載などの形で公開する。
- ・長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

# 重大事態対応図

## いじめの疑いに関する情報

- 「いじめ防止対策組織」で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実確認を行い、結果を設置者へ報告

## 重大事態の発生

- 安城市教育委員会に重大事態の発生を報告（※教育委員会から市長等に報告）
- ア) 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）
- イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間継続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※ 「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

## 安城市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

### 学校を調査主体とした場合

安城市教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

#### ●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

※「いじめの防止対策組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることも検討する。

#### ●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※たとえ調査主体に不都合があったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。

※学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

#### ●いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。）

※関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないようにする。

※得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。

#### ●調査結果を安城市教育委員会に報告（※安城市教育委員会から市長等に報告）

※いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ●調査結果を踏まえた必要な措置

### 安城市教育委員会が調査主体となる場合

#### ●安城市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力